

生駒市規則第7号

生駒市消防本部の組織に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市消防本部の組織に関する規則等の一部を改正する規則

(生駒市消防本部の組織に関する規則の一部改正)

第1条 生駒市消防本部の組織に関する規則(平成7年3月生駒市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条 通信施設整備推進室の項を削る。

第3条中「(通信施設整備推進室を含む。以下同じ。)」を削る。

第7条通信指令第1係、通信指令第2係及び通信指令第3係の項第2号中「運用及び管理」を「整備及び運用管理」に改め、同項に次の3号を加える。

(8) 消防年報その他の消防行政全般の統計資料の編集及び保管に関すること。

(9) 電子計算機利用業務の管理運営に関すること。

(10) 情報処理機器の運用管理に関すること。

第7条の2を削る。

第11条第1項中「(通信施設整備推進室にあつては、室長。以下同じ。)」を削る。

第12条第1項中「(通信施設整備推進室にあつては、室長補佐。以下同じ。)」を削る。

(生駒市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部改正)

第2条 生駒市消防本部消防職員委員会に関する規則(平成8年10月生駒市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「、警防課及び通信施設整備推進室」を「及び警防課」に改める。

(生駒市会計規則の一部改正)

第3条 生駒市会計規則（昭和48年3月生駒市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、室長」を削る。

別表第1 消防本部通信施設整備推進室長の項を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。